

在宅医療コーディネーター養成研修会(第2回) 報告書

日時・場所	平成 28 年 12 月 14 日 (水) 15 : 00~17 : 30 高松市医師会館
参加者	受講者 40 名 行政担当者 8 名
内 容	<p>テーマ:慢性期療養者のコーディネーション</p> <p>1. 情報提供①:訪問歯科 坂東委員</p> <p>2. 情報提供②:訪問介護 大川裕子氏(第1期生)</p> <p>3. 情報提供③:訪問リハビリテーション 永岡委員(第1期生)</p> <p>4. 事例検討:グループワーク 慢性期の事例</p>
結 果	<p>1.訪問歯科について坂東委員による講義</p> <p>題目「何はともあれ・口腔ケア」</p> <p>○×クイズ形式による講義スタイル。1問1問正解を発表後、詳細を説明し、口腔ケアの重要性について説明</p> <p>①残っている歯の本数で寿命が変わるか。 正解○</p> <p>②残っている歯の本数で、認知症を発症する確率が違う? 正解○</p> <p>③大切な「歯」を失う一番の原因は「虫歯」である? 正解× 歯周病 42.0% 虫歯 32.7%</p> <p>④歯周病のバイキンが原因で死んでしまうことがある? 正解○</p> <p>⑤癌の手術前に、お口を綺麗にしておく、早く退院できる? 正解○</p> <p>⑥お口の清潔と機能を守れば、心も体も健康でおれて、頭も良くなる? 正解○</p> <p>・2018年4月、医療・介護同時改訂におけるテーマの一つとして、「自立支援介護」が取り上げられている。</p> <p>・「自立支援介護」を行うにあたり、機能する清潔の保たれた口腔機能の維持・改善(「口腔ケア」)が、有効である。</p> <p>2. 訪問介護について高松市社会福祉協議会大川氏による講義</p> <p>題目「訪問介護について」</p> <p>・訪問介護とは訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスである。</p> <p>・介護保険の訪問介護で、できること、できないことについて説明。</p> <p>・事例の紹介:訪問介護を導入することで、自立支援につながったケースについて概要を説明。</p> <p>・医療職が適切な指示を行い、訪問介護と十分な連携を取ることによって、本人の状態改善につながる。(在宅での療養がしやすくなる可能性がある。)</p> <p>・訪問介護で家族の介護力を補うことによって、在宅生活を継続できる可能性がある。</p> <p>・医療と介護がうまく連携を取るには、お互いの違いを理解し、利用者の状態像を共通理解する必要がある。</p> <p>3.訪問リハビリテーションについて永岡委員より講義</p> <p>題目「訪問リハビリテーションについて」</p> <p>・訪問リハビリテーションとは日常生活の自立と家庭内さらには社会参加の向上を図ることを目的とし、安心、安全にその人らしい在宅生活が継続できるように支援することである。</p> <p>・具体的な介入内容は「病状の観察」「日常生活への指導・助言」「介護相談」である。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・「介護相談」については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の国家資格を有したリハビリ専門職種により行っている。・特徴としては対象者の実際の生活の場に出向き、その生活環境の中で本人や介護者と共に、実際の生活の課題に向き合い、解決していくことができること。・役割は医学的リスク管理のもと、身体機能維持、廃用症候群の予防に努め、安全に在宅療養ができるようサポートする。また、<u>個人のQOLを尊重し</u>、可能なかぎり生活行動範囲を広げるよう努める。・利用の仕方は原則、要介護被保険者等の方は、基本「医療保険と介護保険の原則」により、介護保険を利用することになる一方、介護保険を利用していない方は医療保険でのリハビリになる。ただし、医療保険を利用した、訪問看護(リハビリ)や訪問リハビリは、特別指示があった場合や、厚生労働大臣が定める疾患等の場合に限る。・医療か介護の保険の適用(制度)が非常に複雑であるが、「保険別」「機関別」とまとめると 「医療保険」① 訪問看護ステーション → 「訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」 ② 医療機関 → 「在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料1・2」 「介護保険」① 訪問看護ステーション → 訪問看護費の「訪問看護Ⅰ5」 ② 医療機関・介護老人保健施設 → 「訪問リハビリテーション費」
--	---